

研究soだより

上平 泰博

書店を覗いていたら『明治維新という過ち』（副題—日本を滅ぼした吉田松陰と長州テロリスト）という、ずいぶん過激な本に出くわした。立ち読みしたところ、門外漢の人が書いた荒っぽい会津藩寄りの中身だったのは残念だが、確かに発想は斬新だ。高杉、久坂、伊藤博文らが、明治維新前に金沢八景や品川あたりで外国人屋敷を襲い、放火殺戮のテロリストだった事実を、この平積みされた本にも書いてあったかどうかは定かでない。

日本人は、概してNHK大河ドラマに出てくる吉田松陰とか、坂本竜馬などの人物像を「司馬史観」から知らぬ間に影響されてきたし、日本近現代史研究の蓄積を学校教育でも間違いのないかのように刷り込まれ、「明治維新なんておかしなじゃん」と大胆不敵に切り込む子供などめったに見なかった。明治という「時代は今さら変えられない」し、歴史に「もし」はないなどと言われるから、歴史観の相違を客観的に述べるくらいしかすべはなかった。

協同組合の歴史についても、同じように言えるかもしれない。どのような歴史的概念によって定義されてきたのだろうかと思ひ、ときに衝撃が走ることもある。やや安易な方法で調べてみたところ、「協同組合」などと呼称されるようになったのは昭和に入ってからのようなのだ。「産業組合法」成立（明治33年）から敗戦（昭和20年）に至る45年間、「産業組合」をキーワード検索すると、

その文献たるや3000件以上もヒットする。90条が並ぶ「産業組合法」第1条に、「本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ経済ノ発達ヲ企図スル為左ノ目的ヲ以テ設立スル社団法人ヲ謂フ」とあって、「信用組合、販売組合、購買組合、生産組合」（明治39年改正で「生産組合」は「利用組合」変更）として各号4つの組合法人が記されている。そうか法律上は「産業組合」であって「農業協同組合」とは言わないのだと初歩を学ぶ。大正後期になって、例外はあるが海外文献の翻訳を手がかりに「協同組合」なる訳名が使われるようになった。「産業組合中央会」はICAに加盟（大正12年）して、国策に翻弄されつづけ昭和15年に脱退する。戦前から国際組織に加盟していた団体によくあるパターンだ。大正後期からは訳本だけでなく、「協同組合」活動家、研究者にも認知され、労農運動の盛り上がりを示した昭和5年前後をピークに「協同組合」と冠する本も刊行されている。ほぼ大正後期からしか「協同組合」と名のる文献はなく、「産業組合」が大勢だったので、敗戦までは400冊程度の刊行しかなかった（国会図書館「近代デジタルライブラリー」検索）。

大正期に入ってくると、都市部で労使対決が頻繁に起きてくる。労働運動とともに労働者の生活を守る「消費組合」運動が活発化する。農村を基盤とする「産業組合」は、小作争議へ飛火することを極度に恐れ、労農運動の分断を図りつつ「協同組合」を認

知することはなかった。自らの組織を「産業組合」と称し、「協同組合」などと呼称することはなく、現実に存在していた「協同組合」は認知しなかった。「産業組合」は敗戦の間際まで残って、「協同組合」の方は昭和12年以降あたりから更に政府から弾圧され、戦時決戦下には「協同組合」なるものは消滅した。「産業組合」は、昭和18年に「農業団体会法」が成立したことにより「産業組合中央会」は解散する。

戦後になって、かつて「産業組合」と称した名称は復活することなく、蓋をひっくり返したように「協同組合」へと名称変更した。「農協」は今も「産業組合」を前史とするが、それだけで良しとするのか。そもそも戦後の協同組合陣営が、「協同組合とはなにか」と問いつづけ、歴史的総括をしたのだろうか。平板な通史、略史くらいで済ませてはいなかったのか。協同組合の歴史認識は過去を振り返り裁断するためではなく、協同組合の現在と未来のありようを左右してしまう、実践や運動と連結した現実の問題なのだ。

柄谷行人の本は、立ち読みして退屈しない思想家、哲学者かもしれない。長年の懸案だったという柳田國男論について、昨年刊行した『遊動論』で応えている。柳田「産業組合」論は、「協同組合」とは何かという考察の分水嶺になる。これまで柳田研究の多くは民俗学研究で圧倒されていた。柳田農政学を考察するとなれば、柳田民俗学研究の前史にあたる農商務省の配属(明治

33年)から法制局参事官、貴族院書記官長を辞する(大正8年)までとなろう。退職後の柳田は民俗学研究に専念していく。柳田國男(明治8年～昭和37年)が異色の経歴とされたのは、年譜をたどってもわかるように農政学と民俗学の研究が並立していたことにある。つまり農政官僚でありながら、民俗学研究にも没入していたということだ。帝大法科大学政治学科を卒業した法学士が、農商務に入省するも珍事らしいが、その柳田の入省時に成立したのが「産業組合法」(明治30年に一度流産して、明治33年成立)で、その普及啓蒙活動を農政学者で中央官僚たる彼が担っていく。

柄谷の著では、「産業組合法」の理論的骨格づくりをした横井時敬の「農業国本説」とは異なる、新進気鋭の柳田像を描いてみせた。農業経済学者であった横井の弁は、「商工」業の発展は「富国」として、また「農業」は「強兵」策の一環とする形で棲み分けし、「農」は国策保護の下で、生産の持続的発展をめざすべきだということにあった。いわゆる「富国」「強兵」バランスだ。柄谷は横井の内実なき「小農」論を批判し、横井は柳田と異なる立場だったと指摘する。横井と柳田は犬猿関係にあったという研究もあるから、二人の路線は違っていたのだろう。柳田の「中農」農村更生論は、「農本主義」ではなく「近代化」農政官僚という、これまでの通説に対する柄谷からの批判であった。柄谷は、柳田自身は「農村における前近代的な協同のありかたを否定的媒介にして、産業組合と農民組合とを打って一

丸とするような新しい組合のありかたを--超近代的な組合を考えているのだ」という花田清輝の著作を引用する。「超近代的な組合」とは、近代の否定だから「新」農本主義組合の登場とも受け取れる。

それにしても柄谷の卓越した柳田評価は、やや過剰反応ではないだろうか。柳田民俗学研究のスタートは、宮崎県椎葉村の焼畑農業と猪狩りを描いた「後狩詞記」(明治42年)に結実している。その翌年は「河童」で有名な「遠野物語」(明治43年)へと続く。柳田は、そのときまだ現職の官僚であった。柄谷は、「後狩詞記」にある「協同自助」の理想が柳田ユートピア社会主義に結実しており、そのことは柳田農政学者の立ち位置と切り離すことのできない関係だと指摘するが、民俗学研究に専念していく段階における柳田再評価とあらば該当もしようが、柳田農政官僚幕開けの、大学講義にも使用した『日本農民史』(明治33年)『農業政策学』(明治35年)『最新産業組合通解』(明治35年)『農政学』(明治39年)の著書のどこに、それが認められようか。農政官僚のドグマから離れ、柳田自身が新機軸へ脱出していたとは読めない。

ところで、「産業組合法」(明治33年)成立から遡ること10年前、松方内閣の下で「信用組合法案」(明治24年)が第二回帝国議会に上程され審議されていた。品川弥次郎(天保14年～明治33年1843-1900)と平田東助(嘉永2年～大正14年1849-1925)のコンビで出されたもので、これが本来めざしていた「産業組合」法案だったといえなくも

ない。品川内務大臣と平田枢密院書記官長は、「信用組合法案」作成準備にあたって、二宮尊徳(天明7年～安政3年1787-1856)の報徳思想と出あっている。二宮尊徳直系の高弟だった遠江国の岡田良一郎(天保10年～大正4年1839-1915)、小田原湯本村で温泉旅館を再興させていく福住正兄たちとである。岡田良一郎たちは、「自助自治」を正面に掲げる「結社式仕法」を幕末から明治にかけて「報徳社運動」としてつづけていた。また品川と平田の二人は、「普仏戦争」(明治4年)を留学先で視察しているプロシア通だが、帰国後に日本の報徳運動家、実践家たちとも出会い、80条にわたる「信用組合法案」(明治24年)の提出を結実させた。総則第一條には、「信用組合ハ組合員ニ營業ノ資金ヲ貸付シ及勤儉貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ目的ト為ス」とある。すでに岡田良一郎は、明治8年に「資産金貸付所」、明治11年に「勸業資金積立組合」(のち掛川信用金庫)を設立した。これらが「信用組合法案」にも大きく反映している。

ところが、盛り上がる民権運動を謀殺しようとして躍起だった松陰門下の山縣有朋、品川弥次郎らによる、あからさまな選挙妨害活動があり、その責任をとって総辞職したことから廃案になってしまった。この法案は、後に「産業組合法案」の理論的骨格となった「ライファイゼン案」(認可主義)とは異なり、同じドイツの「シュルツェ案」(準則主義)で、プロシア商工業者に向けられた自由度の高い法案であった(シュルツェについては、協同総研の島村博の優れ

た学位論文がある)。このことを当然承知の上で、品川や平田は進めた。プロイセン憲法を援用した大日本帝国憲法下において、大隈、板垣らをはじめとするイギリス、フランスの「士族民権」に傾倒した思想家、運動家たちを徹底的に弾圧し排斥した。説得と懐柔策も誘うさなか一見矛盾するかのようであるが、より自由な「シュルツェ案」ばかりかイギリスでも通用しそうな実益効用性のある「報徳仕法」をも合わせもった法案の提出ができたのである。

結局「信用組合法案」は廃案となって、法律や制度の枠組みとなる根拠規定が失われたというのに、報徳運動は「信用組合」づくりへと邁進した。「産業組合法」が成立するまでに420か所もの報徳社「信用組合」が静岡県内に結成されたという、驚くべき運動だった。法制が敷かれなくとも、自前の「勤業資金積立組合」を設立できたのである。法制化によって全国数値は底上げされても、形骸化していくという事例を逆説的な形で端的に示した。「産業組合」の全国普及という目標を掲げ、政府庇護下に置き規制と補助金行政を試みたのは、尊徳直系の岡田良一郎ではなく、明治政権の中枢に入った政治家、官僚の役人たちで、むしろ子息の岡田良平(京大総長、文部大臣)や一木喜徳郎(文部、内務、宮内大臣歴任後に枢密院議長)たちではなかったか。後の経過をみると、明治政府という国家権力組織が「報徳社」という教化団体を半官半民組織運動に仕立て上げ取り込み、認可主義「産業組合」法制を敷いて全国組織「大

日本産業組合中央会」(明治38年)、「産業組合中央会」(明治43年)の結成へと向かう。

「信用組合法案」の廃案から10数年後、若き柳田國男は中央報徳会機関誌「斯民」誌上において、岡田良一郎と果敢に論争を繰り広げた(本格的な研究が複数ある)。その論争は、組合結社の自由と自律自治に絡む勤儉節約貯蓄による農村困窮救済策の方法をめぐって、再建のために必要な報徳思想の理念と経営をどう考えるかにあった。「報徳社」は、江戸期から続く単なる「頼母子講」、「無尽講」などとは違い(もちろん株仲間とも)、最困窮者たちに無利子貸し付けをするかわりに返済の最後には礼金を拠出させ、それを同じ境遇にある農民たちの担保資金とし、新たな生活困窮者のために救済貸し付けする(「推譲」という方法をとった。貨幣経済が活発化していく江戸期の武士、地主層は、金融相場を操る高利貸し商人の手玉にとられ、自己破産しては借金を繰り返し、下級武士や小作人までしわ寄せされた。明治維新後も権力にすり寄った財閥が極端に肥大化したことに象徴されるように、規模は小さいけれど身近なところでも同様な事態が続いた。高利貸しに依存せず、対抗する措置としても有効だった二宮尊徳らの「仕法」は、貸付と返済にあたって「勤労、至誠、分度、推譲」といった原理原則を貫き、報徳思想の哲学を重視した。幕末を戦った明治維新の政治家たちに戦術はあっても、新しい国造りに向けた「仕法」という智慧はなかった。近

代ヨーロッパ列強国のモデルしかないと模倣した。つまり報徳思想の「分度」とは、協同「勤労」(労働)をつうじて節約生活を営みながら、一定の「剰余」金を積み増すため、報徳資金(「報徳冥加金」として出資拠出してもらい、プールされた資金を元手に荒廃した藩、村々、家々の財政再建を繰り返す、いわば地域通貨循環型で復興させる「仕法」であったといえる。全くもって慈善事業救済型ではない。この「仕法」は幕末までは「行政式仕法」として、明治に入って「結社式仕法」として村々、家々の「仕法」となっていく。天明飢饉の脱出に功を奏した二宮尊徳方式の援用か、それとも明治という新しい時代に相応しい近代営農を模索するののかという対立軸で、貸付借入金の無利子、積立金等々の方法をめぐる理財問題だった。「信用組合」とは、まさに「株式会社」制度と共通するところもあって、営農整備等々に必要となる資金(資本)調達をどこに求めるのか生命線となっており、この基盤なくしては「組合」経営の展開などなしえないものだった。それが明治24年廃案の「信用組合法案」だった。

つまり10年以上前の経過と志の本質を知らない柳田に対して、岡田良一郎は何度も反論叱責したのである。

「協同組合」には、もうひとつ大きな歴史問題が残っている。「産業組合」以降ばかりか、明治初期の「公益社」、「生糸販売組合」「製茶販売組合」といった、先の「勤業資金積立組合」なども含め「協同組合」の前史とする研究もあるが、これらの事実

をどう考えるのか。つまり、いわば「ロジデール公正先駆者組合」(1844年)を淵源にもつ片山潜、幸徳秋水、石川三四郎ら平民社を契機とする労働運動家、思想家らによって発生した明治期後半の「日本版ロジデール」の「消費組合」や「共働店」のようなものか、それ以前の日本でまだ労働組合がなかった時代に派生した「組合」「結社」「講組」などを「協同組合」として、あるいは協同組合の「前史」として考察するのかどうかである。

「小田原報徳社」(天保14年)のように江戸時代から明治期に入っても継承され持続発展した「組合」と、ヨーロッパから移入翻訳され、理論応用して現実に組織された「共立商社・商店」(明治11年)、「上州碓井社」(明治10年)等々、「株式会社」との違いに未分化な「組合」等々が混在していた。どのような状態ならば「協同組合」としての本質を備えているのか、物差しとなる価値基準によって、二宮尊徳の思想と実践も「協同組合」の源泉、源流だといえるし、違ってもいえる。明治11年の「共立商社」が本当に日本で最初の「協同組合」なのか、それともヨーロッパを模範とする片山潜らの労働運動から輩出されていく明治後期の「共働店」なのか、いやはや「消費組合」運動の先頭に立った賀川豊彦の消費者と生産者を結びつける「購買組合」の「共益社」(大正9年)こそが「協同組合」本来の発生史なのだともまだ錯綜している。先の「共立商社」などは、晩年「協同組合」が必要だと考えていたJSミルの「経済学原理」や、

その弟子にあたるフォーセットの抄訳などが幕末から明治4年にかけて翻訳出版され流布したことで、自由経済の模倣形体として散見されたとしか言いようがない。明治初期すでに移入されていた近代ヨーロッパ型の「組合」「結社」は農民や労働者の運動の所産ではまだなく、一部の知識人や実業家の手で自発的に「組合」がつくられた

ものであった。なにも近代ヨーロッパ方式ばかりおもねることはない。例えば「報徳社」運動のような日本土着の自主自立的な協同組合の実践や思想の方が「協同組合」らしく、しかも今日まで続いていることを忘れてはなるまい。

近代とは、近代国家とはなにか、その問いはつづく。